

国民健康保険に加入している方へ

昭和17年8月2日～昭和22年8月1日生まれの70歳以上の方へ 新しい高年齢受給者証をお送りします

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・☎(3209)1436へ。

世帯主宛てに7月21日(金)に発送します

医療費の自己負担額の割合が下がる可能性のある方には7月14日に発送しました

7月27日(木)までに届かない方のご連絡ください。8月1日(火)からは新しい高年齢受給者証をお使いください。新しい高年齢受給者証の有効期限は、30年7月31日です(75歳からは後期高齢者医療制度の対象となるため、30年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です)。

医療費の自己負担額(一部負担金)の割合 前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。



※70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額(総所得金額等から各種所得控除を引いた金額)から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

★自己負担額の割合が「3割」の方で自己負担割合が下がる可能性のある方は申請を

次の①②の方は申請により自己負担額の割合が下がります。該当する可能性がある方には、高年齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。自己負担割合の変更は申請月の翌月1日からです。お早めに医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

【申請時必要書類】基準収入額適用申請書、保険証、高年齢受給者証、届出人の本人確認書類(運転免許証等)、届出人・手続き対象者のマイナンバー確認書類、「28年分の確定申告書(控)」または「29年度特別区民税・都民税(住民税)申告書(控)」

①収入額による特例

28年中の収入が収入基準額(※)に該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。
※収入基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は合計額が520万円未満

②緩和措置

次の全てに該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

▶同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▶70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

世帯全員が住民税非課税の方へ

世帯全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証(下記)」を交付します(課税世帯の方は、「高年齢受給者証(上記)」が「限度額適用認定証」の役割を果たします)。医療機関等の窓口で提示すると、支払う費用が自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額されます。必要な方は申請してください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

更新の案内をお送りします

有効期限が29年7月31日の認定証をお持ちの方で8月以降も引き続き利用を希望する方は申請が必要です

すでに認定証をお持ちの方には7月20日(木)に申請書を発送します。なお、保険料に滞納があると交付できません。

【申請時必要書類】手続き対象者の保険証、届出人の本人確認書類(運転免許証等)、世帯主と対象者のマイ

ナンバー確認書類ほか

※保険料を納付書でお支払いの方は、直近に支払った保険料の領収書をお持ちください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

8月診療分から高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費は、医療機関の窓口で支払う医療費の1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。8月診療分から、70歳～74歳で国民健康保険に加入している方と後期高齢者医療制度に加入している方の自己負担限度額等が下記のとおり変わります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係 ☎(5273)4149、高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562へ。

■変更前/7月診療分までの1か月の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4 ★2
一般	2割(1割)	12,000円	44,400円
住民税非課税 ※1	II ※2	8,000円	24,600円
	I 1割 ※3		15,000円

■変更後/8月診療分からの1か月の自己負担限度額

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4 ★2
一般	2割(1割)	14,000円 ★1	57,600円 ★2
住民税非課税 ※1	II ※2	8,000円	24,600円
	I 1割 ※3		15,000円

※1…【Iの対象】次のいずれかに該当する方。
▶住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方、▶住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方

【IIの対象】住民税非課税世帯で、Iに該当しない方
※2…70歳～74歳の方。昭和19年4月1日以前の生まれの方は特例により1割

※3…後期高齢者医療制度に加入している方
※4…「10割分の医療費」が267,000円以下の場合の限度額は80,100円

★1部分の1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額の合計額の上限は、年間144,000円
★2部分で過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円となります(多数回該当。ただし、「外来(個人ごと)」は、多数回該当の回数に含みません)。

交通事故などの傷病の治療で保険診療を受けるときは届け出を

交通事故など第三者(加害者)の行為により受けた傷病の治療費は、本来、加害者が過失割合に応じて負担しますが、加害者と話し合いますがつかない、損害賠償等に時間がかかる場合、国民健康保険証で保険診療を受けることができます。新市区が、治療費(自己負担分を除く)を立て替え、その後、加害者側に請求します。国民健康保険証を使って診療を受ける場合は、交通事故などによる傷病であることを医療機関に伝

えてください。また、事故について警察への届け出のほか、医療保険年金課国保給付係にも届け出てください。必要書類等は、事故の状況などをお伺いした上でご案内します。示談の内容によっては、加害者側への請求ができなくなる場合がありますので、事前にご相談いただくとともに、示談の内容には十分ご注意ください。【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

夏の旅行 宿泊料を一部補助しています

JTBまたは近畿日本ツーリストの区内指定店・営業所で取り扱う、国内の宿泊施設と国内旅行(パッケージツアー)が対象です。旅行会社に代金を支払う前に申請してください。区民保養施設等(箱根つつじ荘、グリーンヒル八ヶ岳、ヴィレッジ女神湖)は対象ではありません。●補助利用の流れ
▼医療保険年金課・特別出張所で配布している「平成29年度新市区国民健康保険夏季保養施設のご案内」に綴じ込みの往復はがきで申請してください。▼区で対象要件を確認後、「宿泊補助券」を交付します。▼旅行会社に代金を支払う際に、「宿

泊補助券」を提出して補助額相当分を差し引いた額をお支払いください。【補助の対象】利用日時時点で新市区の国民健康保険に加入している方
※保険料を滞納している世帯の方、後期高齢者医療制度等ほかの保険制度に加入している方、宿泊料が発生しない場合は対象になりません。【補助期間】9月30日(土)宿泊分まで【補助金額】1人1泊につき3千円を限度に、1人2泊まで
※宿泊場所が異なる場合も可。29年度から「連泊でない場合」も補助の対象になりました。【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078へ。

年金受給資格期間の短縮で新たに年金を受け取れるようになる方へ

年金の請求手続きはお早めに
●8月1日から年金を受け取るために必要な資格期間を25年から10年に短縮
日本年金機構では、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した年金受給資格期間が10年以上25年未満で、今回の短縮により新たに年金を受け取れるようになる方に年金請求書(A4サイズの黄色の封筒)を順次、お届けしています。請求書が

届いたら、ねんきんダイヤルに事前予約の上、年金事務所まで手続きしてください。※最も早い年金のお支払いは29年10月です。【予約申込み】ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165へ。【手続きの窓口・問合せ】新市区年金事務所(大久保2-12-1) ☎(5285)8611へ。